

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.1 / 平成25年1月
川崎市総合企画局自治政策部



平成24年12月3日（月）川崎市自治推進委員会（第4期）がスタートしました。

川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置された委員会です。委員会は公募市民と有識者の計6名で構成されています。

これまでに第1期～第3期が設置され、それぞれ報告書を取りまとめました。今回設置された第4期の委員会は、平成24年12月から平成26年3月までの任期です。

委員会の開会にあたって、阿部市長から、「川崎市では『行財政改革の推進』と『総合計画の着実な推進』、『自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり』を市政運営の3本柱に据えて取組を進めてきました。自治推進委員会では、委員の皆様方からそれぞれの経験や立場で意見をいただきながら、自治基本条例全体について適切な取組を進めていきたいと思っています。委員会での議論が自治基本条例の推進につながり、市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に結びつくものと考えています。」とのあいさつがありました。



委員の顔ぶれ

委員の互選により、名和田 是彦委員が委員長に、谷本 有美子委員が副委員長に選任されました。

名和田 是彦委員長

法政大学法学部教授



第3期から引き続き委員として関わっていますが、自治基本条例の策定が流行になって、策定したら終わりという自治体も多い中、非常にまじめで理念的な取組だと感じています。こういう委員会をつくり、運用しているということで、今期も重大な任務をいただいたと思っています。

谷本 有美子副委員長

拓殖大学政経学部講師



自治基本条例そのものについて非常に興味があります。特に神奈川県内で自治基本条例を策定している自治体が多く、その策定過程等を見てきているので、そういった側面からお役に立てれば良いと思っています。

小倉 敬子委員

公益財団法人かわさき市民活動センター理事長



外国人支援、市民文化の推進に関するNPO法人で活動してきました。「協働」を市民活動団体が活動を広めていくツールにしたり、責任をもって関わるために、この委員会を通じてより多くの市民に「協働」について認識してもらえるような施策が広げられれば良いと思っています。

恒川 康夫委員

市民委員（宮前区）



町会、自治会に関わっていかないと本当の意味での自治のまちづくりはできないと思い、町内会の副会長として、良いまちづくりに努めています。委員会で大いに勉強し、地元に戻元していきたいと思っています。

松本 玲子委員

市民委員（中原区）



活動を継続していくには後継者をつくらなければいけません。人材育成や皆で課題を共有して取組を推進していくには、やはり市民自治を知らないとなかなか進めていけないので、委員会でよく学びたいと思います。

横山 滋委員

市民委員（高津区）



私自身、ものづくりを基盤に、それを踏まえ、働くこと、社会福祉という問題に、町内会や住民自治の活動をベースに取り組みでいきたいと考えています。この委員会は初めてですが、以前から注目していたので、積極的に考えていきたいと思っています。

第4期では、“自治基本条例に基づく取組の総合的な評価”をテーマに調査審議します。

第4期委員会の調査審議事項

- ①自治運営に関する制度等の運営状況について
- ②これまでの委員会報告を踏まえた取組の実施状況について
- ③自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について

川崎市自治基本条例では「情報共有・参加・協働」を自治の運営の基本原則として定めています。第1期では「情報共有」、第2期では「参加・協働」を、第3期では「参加・協働の拠点としての区役所」をテーマとして調査審議してきました。

第4期では、自治基本条例の制度・仕組みの運営状況を全般的に把握するとともに、これまでの自治推進委員会の報告を踏まえた取組の実施状況について調査審議していきます。さらに、それを踏まえて、委員会設置期間中に制定から10年を迎える自治基本条例について、条例に基づく取組の総合的な評価に関する調査審議を行います。



第1回委員会での主な意見

第1回委員会では、委員会の目的や審議の進め方、現在実施している自治基本条例に関する市民意識調査等の調査内容について事務局から説明・報告がありました。これについて、委員で議論・確認を行い、次のような意見が出されました。

■区民会議について

- 区民会議は自治基本条例の核である。7区の地域課題は様々あると思うが、そのまちづくりをどう進めて、良い川崎市にするかということ自治推進委員会で議論していきたい。
- 他区の区民会議の情報がなかなか入ってこない。区によって取組内容に違いがあり、非常に勉強になる。それらを共有化するための横のネットワークが必要である。
- 区民会議が地域にとって役立っていることなどもっと一般のメディアを使って、広報したほうが良い。例えば、新聞の川崎版に掲載するだけでも啓発になる。

■市民活動等に対する意識の醸成について

- 様々な市民活動が行われているが、なかなか市民に伝わらない。市民活動は地域に根付くことがポイントだと思っているので、意識の醸成が重要である。
- 生涯学習が市民活動のベースになり、地域活動や区民会議に発展する。市民館も、区役所の他の部署も連携して取組を推進していくべきであり、職員の意識改革と市民が行政を十分に活用できる土壌づくりが必要である。

■市民活動等と企業の関わりについて

- 川崎市の自治基本条例の特徴としてCSR(企業の社会的責任)が規定されており、過去の委員会においても事業者との協働の推進が提言されている。地域の課題解決において、企業が専門性を活かし関わることで、より違った課題解決ができる。これまでの取組を検証したい。
- 中小企業の地域との関わりへの道筋を提案できると良い。
- 市民活動と企業の関わりにおいて、お互いにラブコールが少なすぎる。関わり方について考えていきたい。

第4期委員会の調査審議スケジュール

H24年度 H24.12.3 第1回自治推進委員会

- 委員会の開催(任期中に5回程度)
- 委員会の審議内容については、市ホームページへの掲載やニュースレターの発行等を通じて随時周知。

H25年度

報告書のとりまとめ

3月下旬 報告書を提出

H26年度以降

報告書内容を踏まえた必要な取組の検討・実施

第2回委員会について

【日時】

平成25年3月25日(月) 15:30~17:30
高津市民館 第4会議室

【議題】

○条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議

※傍聴が可能(先着10名)ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。